

休校期間における町営バスの定期券の取り扱いについて

七ヶ宿町

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校で、七ヶ宿町町営バスの定期券を使用できなかった期間※は、次回に定期券をご購入の際に、その期間を加算して定期券を発行します。

※ 使用できなかった期間は、令和2年3月2日（月）から通学する学校の臨時休校最終日までの間で、定期券が有効だった期間とします。この期間内に臨時の登校日が設けられ、定期券を使用した場合も取り扱いは同様とします。

【必要なもの】

- ・加算の対象となる定期券
- ・臨時休校期間が分かる書類（宮城県立学校以外に通学している方のみ）

【申請の方法】

- ・ふるさと振興課に備え付けの申請書に記入し、申請してください。

【備考】

- ・加算の対象となる定期券を紛失した場合は、ふるさと振興課にご相談ください。
- ・この取り扱いは、令和3年3月31日までとさせていただきます。

七ヶ宿町ふるさと振興課
電話 0224-37-2194